改正後	改正前
第四条　法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ　入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第一条の三第三項各号に掲げる者 (2)　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の三第六項各号に掲げる者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの (3)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第一条の三第九項各号に掲げる者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)　（略） ロ～ト　（略） 二　（略）	**第四条**　法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ　入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第一条の二第三項各号に掲げる者 (2)　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の二第六項各号に掲げる者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの (3)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第一条の二第九項各号に掲げる者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)　（略） ロ～ト　（略） 二　（略）

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一
経済産業大臣　梶山　弘志

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　［略］ 2　前項の申請書及びその写しの提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　［略］ ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)　精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2)～(6)　［略］ 二　［略］ 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　［略］ 2　前項の申請書及びその写しの提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　［略］ ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 (2)～(6)　［略］ 二　［略］ 3　［略］

附　則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。